

利根実業高校の生徒心得について、頭髪、服装、携帯電話、アルバイトについての内容です。

1 頭髪・服装・携帯電話等について

服装及び所持品はその人の品位の尺度となり、校風を左右するものであるから、質素・清潔・端正にして高校生としての品位を保ち、華美をさけること。

(1) 全般規定

- ①服装は指定制服を着用すること。儀式等では正装とし、それ以外は正装に準じた服装とすること。
- ②通学時の履物は靴を用いること。下駄・ぞうり・サンダルの類は着用を禁ずる。
- ③上履き（学年ごとに色別）・体育館シューズは指定品とする。
- ④実習の際は必ず所定の実習服を着用し、履物は各科で指定したものを着用すること。
- ⑤体育実技の時間は特別の指示のない限り、所定の運動着、運動靴を着用すること。
- ⑥頭髪は高校生らしい清潔な髪型とすること。
- ⑦校内への学校生活に不必要なものを持ち込まないこと。
- ⑧所持品にはすべて明確に系・学年・氏名を記入しておくこと。
- ⑨やむを得ず、異装をする場合は、必ず担任を通じて異装願を提出すること。

(2) 具体的規定

①服装等

項目		Aタイプ (男子)	Bタイプ (女子)
制服	販売店購入	①詰襟 ②スラックス ③ベスト (黒・紺・グレー) ④長袖セーター (黒・紺・グレー) ⑤半袖ワイシャツ (白・青)	①ジャケット ②スカートまたはスラックス ③長袖ブラウス (白・青) ④半袖ブラウス (白・青) ⑤ベスト (黒・紺・グレー) ⑥長袖セーター (黒・紺・グレー)
	一般商品購入	①ポロシャツ (白・紺) ①長袖白ワイシャツ ②ソックス ③インナーシャツ ④ベルト	①ソックス ②インナーシャツ
正装	4～5月 10～3月 (春・秋冬)	①以下を着用する。 ・詰襟 ・スラックス ・白ワイシャツ ・ベストまたはセーター (寒い時) ・ソックス (黒・紺・白) ・ベルト	①以下を着用する。 ・ジャケット ・スカートまたはスラックス ・長袖ブラウス白 ・ベストまたはセーター (寒い時) ・リボン ・紺色ソックス
	6～9月 (夏)	①以下を着用する。 ・スラックス ・長袖または半袖の白ワイシャツ ・ソックス (黒・紺・白) ・ベルト	①以下を着用する。 ・スカートまたはスラックス ・長袖白ブラウスまたは白半袖ブラウス ・紺色ソックス
夏季・冬季の留意点	夏季の略装	①本校指定の半袖ワイシャツ・半袖ブラウス・ポロシャツを着用してもよい。 ②ワイシャツやブラウスの下にはインナーシャツを着用すること。 ③開襟の半袖ワイシャツの裾は、スカート・スラックスの外に出すこと。	
	冬季の防寒対策	①冬季は詰襟・ジャケットの下に、指定のセーター・ベストを着用してよい。 ②登下校時に制服の上に防寒対策の上着を着用してよい。 ③カーディガン・革ジャン・ジージャン・スカジャン等、また華美なものは禁止する。 ④派手でない防寒靴を着用してよい。 ⑤スカートの下に体育着の着用を禁止する。	

		①タイツを着用してよい。	①黒タイツ・黒ストッキングを着用してよい。ただし儀式の時を除く。 ②上記①の場合、黒の標準ソックスを履いてもよい。
服装等の留意点	制服	①変形制服や他のものを着用しないこと。 ②ほつれは直ちに修繕すること。 ③インナーシャツは、体育指定Tシャツまたは、白無地Tシャツとし、ワンポイント可とする。	①校章はジャケットの左襟につける。 ②スカート丈は採寸時、膝蓋骨中央部とする
		①校章・系章（農業系－A・工業系－T）・ボタン等は、指定のものをきちんとつけていること。 ②ワイシャツは、無地でボタンダウンでもよい。 ③半袖白ワイシャツは開襟シャツでもよい。	
	ベルト	①黒・紺・茶を基調とする地味な革製のものとする。 ②アクセサリ付きの派手なものは禁止する。 ③ノーバンド・吊りバンドは禁止する。	
	ソックス・ストッキング	①ソックスは、黒・紺・白・グレー・茶を基調とし、くるぶしが完全にかくれる丈であること。 ②ワンポイント可とする。	①ソックスは、黒・紺・白を基調とし、くるぶしが完全にかくれる丈から膝下までのものであること。（正装時は紺） ②ワンポイント可とする。 ③ルーズソックス・メッシュ・飾り付きは不可する。 ④ストッキングは肌色とする。 ⑤冬季はタイツを着用してよい。
	通学靴	①革靴または合成皮革靴とし、単色（黒・焦げ茶）の標準短革靴とする。 ②かかとの高い靴（4cm以上）・厚底靴・エナメル・メッシュは禁止する。 ③運動靴は可とする。 ④荒天・積雪時等は雨靴・防寒靴も可とする。	
	カバン	①カバンは背負い・肩掛け・手提げで、蓋のできるものとする。 ②補助としての袋（紙・布・ナイロン・ビニール）の持参は可とする。	
	装飾品等	①ピアス・指輪・腕輪・ネックレス・カラーコンタクト・エクステ・鎖・アイプチ等の装飾品は禁止する。 ②化粧をしてはならない。	

②頭髪

	男子	女子
頭髪	頭髪は、高校生らしい清潔な髪型とすること。	
	①髪の長さは後襟にかからない、耳が隠れない、眉の半分にかからない程度の長さとする。（3年生就職時は眉毛にかからない） ②もみあげは耳の穴の下までの長さとする。 ③パーマ・染毛・脱色・ドライヤー・ヘアアイロンによる変色・そり込み・ツーブロック等特殊な髪型は禁止する。 ④眉そり込み・伸ばしたひげは禁止する。 ⑤整髪料は使用禁止とする。	①前髪は眉の半分にかからない程度の長さとする。（3年生就職時は眉毛にかからない） ②パーマ・染毛・脱色・ドライヤー・ヘアアイロンによる変色・ツーブロック等特殊な髪型は禁止する。 ③眉そり込みは禁止する。 ④髪を結う場合は、黒・紺・焦げ茶のゴムを使用すること。リボン、その他髪飾りは禁止する。 ⑤整髪料は使用禁止とする。

③携帯電話（スマートフォン）の扱い

1. 携帯電話の校内持ち込みの条件
正当な理由で、生徒が登下校する際に保護者と連絡を取る必要がある家庭の保護者からの申告制とします。（生徒同士等の使用や校内での使用は認めない。）
2. 携帯電話の校内持ち込みについての申請
携帯電話の校内持ち込みを希望する場合、登下校時に保護者と生徒が連絡しなければならない理由を、「携帯電話校内持ち込み申請書」（別紙）に記入して、必ず保護者が申請をして下さい。（申請書は担任よりもらう）
3. 携帯電話の校内持ち込みの理由
保護者が申請するにあたっては、以下にあげる、生徒が登下校時に保護者に連絡をする必要のある場合に限ります。
 - ①遠距離からの通学で、交通が不便であり、保護者と連絡を取る必要がある。
 - ②部活動等で遅くなり、保護者に連絡を取る必要がある。
 - ③駅やバス停から遠く、保護者に連絡を取る必要がある。
 - ④保護者が共働き等の理由から、生徒と連絡を取る必要がある。
 - ⑤危険地域等があり、保護者に連絡を取る必要がある。
 - ⑥家庭の事情がある。
4. 携帯電話の校内（学校敷地内・校外学習時）における保管および使用規定
 - ①校内での携帯電話の使用は原則禁止とする。
 - ②校内では、必ず電源を切り、個人の責任において保管すること。
 - ③携帯電話の紛失等については、所有者の責任とする。
5. 違反時の指導
 - ①上記4①②に違反した生徒は、学校預かりとし、指導をした上で返却を行う。その際、保護者に来校していただき、面談を実施した上で返却する場合もある。
 - ②指導に従えなかったり、繰り返し違反したりした場合は特別指導の対象とする。
 - ③家庭からの申告なしに無断で校内に持ち込んでいた生徒については、見つけた時点で上記5①と同様の指導を行います。

2 風紀について

高校生らしく正しく明るい純真な態度を保持し、和やかな気持ちを以て人に接するよう心がけ明るく楽しい学校生活につとめること。

- (1)常に勉学に対し真面目に努力し、いやしくも考査において不正行為などがあってはならない。
- (2)SNS等を使用した誹謗・中傷等の問題行動を慎み、情報モラルを守ること。
- (3)飲酒・喫煙は厳禁する
- (4)不健全な飲食店、娯楽場、遊技場などへの出入りは厳禁する。
- (5)男女の交際はお互いの人格を尊重し、常に公明にして秘密があってはならない。
- (6)他人を見下したり威圧したりするような態度があってはならない。
- (7)いかなる場合でも暴力的行為は厳に慎むこと。
- (8)夜間の外出は控え、友人宅への外泊等してはならない。午後10時以降の外出（深夜徘徊）は県の条例により補導対象となるので注意すること。
- (9)薬物、接着剤等の不正使用は絶対にしてはならない。
- (10)上・下履きの区別を明確にすること。
- (11)他人の服装、所持品等を無断使用してはならない。
- (12)みだりに金銭の貸借をしてはならない。
- (13)農場生産物を許可無く試食したり、私物化したりしてはならない。
- (14)校外に無断外出してはならない。
- (15)校外の不良交遊団体と関わってはならない。
- (16)選挙権を有しない生徒は政治活動を行ってはならない。選挙権を有する生徒の学校内での「選活動」・「政治活動」は禁止とする。
- (17)宗教上の勧誘行為を行ってはならない。
- (18)その他、生徒としての本分に反する行為（法令違反を含む）をしてはならない。

3 アルバイトについて

生徒は学業が本分であることから、アルバイトは経済的理由や確かな目的があるときのみ行い、届け出制とする。学校に無断で行うことは厳に慎む。

(1) アルバイトを行うときの注意事項

以下の注意事項を各家庭で熟慮し、保護者管理の下アルバイトを行う。

- ①授業や部活動、実習、補習を優先すること。
- ②成績不振科目がないこと。(各学期の評価において欠点科目ないこと。)
- ③出欠状況、生活面に問題がないこと。
- ④アルバイト先が高校生としてふさわしい場所であること。
- ⑤1年生は、高校生活に慣れることが先決のため、原則として1学期終了後からとする。
- ⑥定期試験前1週間と定期試験中はアルバイトを禁止とする。
- ⑦アルバイト時間は、午前5時以降とし、夜は午後10時までに帰宅すること。
- ⑧年度内でのアルバイト先を変更する場合は、新たにアルバイト届を提出すること。
- ⑨アルバイト届の有効期間は年度内とするため、継続・新規問わずに年度初めにアルバイト届を提出すること。
- ⑩アルバイト先から発行される労働条件通知書等をよく確認し、労働基準法を遵守すること。

(2) 提出書類

- ①アルバイト実施を希望する生徒は保護者同意のもと、アルバイト実施前に「アルバイト届」を担当に提出する。
- ②生徒から提出されたアルバイト届は、担任が確認し、アルバイト係に提出する。
- ③アルバイト届に記載された労働条件等が適さない場合は、担任・アルバイト係が該当生徒および保護者に確認を行う場合がある。

(3) 書類提出時の確認事項

アルバイトを希望する生徒には、以下4点を保護者と十分な話し合いをさせる。

- ①アルバイトをする目的が正当であること。
アルバイトを通じて社会経験をする意志や、得た金銭の使用目的が明確であること。
- ②保護者がある責任のもと、アルバイトをさせたいという強い意志をもっていること。
保護者が、生徒の目的及びアルバイト内容(雇用主・職種・就労時間等)を把握していること。
- ③学校生活に支障が生じるようなものでないこと。
- ④法令等で規制されている職種でないこと、および就労時間、業務内容の安全性、職場環境等の観点から高校生としてふさわしくない職種は除外すること。特に「酒類の提供を主に行う飲食店」での業務は避ける。

(4) 無届アルバイト・禁止期間中のアルバイトに対する指導

生活指導係で協議し、指導を行う事がある。